

大分市地球温暖化防止キャラクター「アスまるくん」

使用の手引き

この「使用の手引き」は、大分市地球温暖化防止キャラクター「アスまるくん」（以下、「アスまるくん」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。

1. 「アスまるくん」について

「アスまるくん」のネーミングには、「地球（アース）の明日（あす）をまもる」気持ちが込められています。

デザインには、「地球温暖化防止」と「帽子」がかけられています。

2. 権利の帰属について

「アスまるくん」の一切の権利は、大分市に帰属します。

3. 使用承認申請の手続きについて

（1）使用承認申請

「アスまるくん」を使用する場合は、使用承認申請書（様式1号）に必要な書類を添付して、大分市長に提出し、その承認を受ける必要があります。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

ア. 大分市が使用する場合。

イ. 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合。

ウ. その他、大分市長が適当と認めた場合。

(2) 申請の手続き

使用承認申請は、次の書類等を各1部、郵送または持参により提出ください。

ア. 使用承認申請書（様式1号）。

イ. 使用する物件等の見本（見本が添付できない場合、写真・図や原稿等、確認できるもの）。

(3) 使用承認通知

使用承認の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に使用（変更）承認通知書（様式2号）により通知いたします。ただし、この場合、使用条件を付す場合があります。

(4) 使用不承認通知

審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（様式3号）により通知いたします。

4. 使用承認の基準について

(1) 「アスマるくん」の使用に際して

ア. 使用承認を受けた内容にのみ使用し、付した使用条件に従ってください。

イ. 使用の権利を他に譲渡し、または転貸することはできません。

ウ. 原則として、「アスマるくん」の近くに、「大分市地球温暖化防止キャラクター アスマるくん」と表記してください。ただし、スペース等の関係で難しい場合は、環境対策課と協議の上、短縮等も可能です。

エ. 縦・横の比率は変えないでください。

オ. 「アスマるくん」図形の一部を省略したり、識別できないほどの修正を加えないでください。

カ. 使用する物件の完成品は、速やかに提出してください。ただし、現物提供が困難な場合は、写真や図等確認できるものを提出してください。

キ. 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設置し、または登録しないでください。

(2) 使用の不承認

ア. 大分市の信用や品位を害するものと認められる場合。

- イ. 「アスマるくん」を正しい使用方法に従って使用しない場合。
- ウ. 法令及び公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められる場合。
- エ. 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあると認められる場合。
- オ. その他、大分市長が「アスマるくん」の使用について不相当と認める場合。

5. 承認内容の変更について

(1) 使用内容変更申請

使用承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更承認申請書（様式4号）を提出してください。

(2) 使用変更承認通知

使用変更承認の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、申請者に使用（変更）承認通知書（様式2号）により通知いたします。

(3) 使用変更不承認通知

審査の結果、使用変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（様式3号）により通知いたします。

6. 使用承認の取り消しについて

「アスマるくん」の使用がこの「使用の手引き」及び承認の内容に違反していると認められる場合は、大分市長は当該「アスマるくん」の使用承認を取り消すことができます。

(1) 使用承認取り消し

以下に該当する場合は、使用承認を取り消すことがあります。

- ア. この「使用の手引き」に違反した場合、または違反することが判明した場合。
- イ. 申請に虚偽または不正があった場合。
- ウ. その他、大分市長が不相当と認めた場合。

(2) 使用承認取消通知

使用承認の取り消しは、申請者に使用（変更）承認取消通知書（様式5号）により通知いたします。

(3) 使用取消後の物件使用について

承認を取り消された申請者は、使用承認取消通知書の通知があった日以降、承認されていた物件については、「アスまるくん」の使用をしないでください。また、使用を取り消された申請者に生じる経費（制作費用等）は使用を取り消された申請者が負担してください。

7. 使用料について

使用料は、無料とします。

8. 使用にあたっての留意事項について

(1) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、大分市は一切の責任を負いません。

(2) 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、誤認や誤解を与えないようにしてください。

(3) 使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、大分市は損害賠償、損害補償、その他の法律上の責任を一切負いません。

(4) 大分市が損害を被った場合には、使用者はその賠償の責めを負うものとします。